

令和2年第1回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和2年3月6日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年3月6日 午前9時00分				議長 西原 好文
	散 会	令和2年3月6日 午前10時10分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	淵 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	7 番	池 田 和 幸	8 番	吉 岡 隆 幸	9 番	淵 上 正 昭
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	武 富 元	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	教 育 長	吉 田 功	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	武 富 和 隆	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和2年3月6日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 江北町水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第4 議案第2号 江北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 江北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 江北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第8 議案第6号 江北町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第9 議案第7号 市町の境界の決定に関する意見について
- 日程第10 議案第8号 財産の無償貸付について
- 日程第11 議案第9号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第10号 令和元年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補
正予算（第3号）
- 日程第13 議案第11号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第12号 令和元年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 令和元年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第14号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第15号 令和2年度江北町一般会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和2年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予
算
- 日程第19 議案第17号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和2年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和2年度江北町下水道事業特別会計予算
-

午前9時 開会

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第1回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政の重点事項につき報告いたします。

まず、私のほうから報告いたします。

ページをお開きください。

佐賀県町村議会議長会第73回定期総会が2月19日に行われ、議案第5号において、決議といたしまして、一、令和元年佐賀豪雨災害など大規模自然災害からの復旧及び大規模災害対策の確立、一、原子力発電所事故からの復興、一、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備、一、地方創生のさらなる推進、一、分権型社会の実現と道州制導入反対、一、町村財政の強化、一、監査機能の強化、一、農林水産業振興対策の強化、一、中小企業振興対策の強化、一、環境保全対策の推進、一、情報化施策の推進、一、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善、一、介護・高齢者福祉の充実強化、一、少子化対策・障がい者福祉施策の推進、一、教育・文化の振興、一、交通及び生活環境の整備促進、一、消防体制の強化、一、人権擁護の推進、一、過疎・離島等の特定地域の振興、以上のようなことを決議して閉会をいたしました。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和2年3月定例会の開会に際しまして、町政運営の所信に関して御説明を申し上げたいと思います。

去る3月1日から、私としましては2期目となる任期がスタートをいたしました。今回の3月定例会は2期目スタート直後の議会ということで、本来ならば、私としては今回掲げておりました公約につきまして、逐次お話をさせていただきましたり、また、この4年間全体を展望いたしまして、町政を進めていく上での私なりの展望、方針、そうしたことを少し時間をかけて御説明を申し上げるべきと言いましょいか、申し上げたいところではありますが、御存じのとおり、現在全国的、または世界的にも新型コロナウイルスが猛威を振るっておりまして、いまだ終息の兆しが見えないという状況の中で、大変残念ではありますが、

ここでは我々江北町にとっても眼前の危機であります新型コロナウイルスの対策、対応状況を中心に御説明を申し上げ、併せて、時間が許せば、先ほど申し上げました、これからの町政運営の方針について基本的な考え方を申し上げたいと思います。

御存じのとおり、現在猛威を振るいつつあります新型コロナウイルスにつきましては、去る2月20日に、九州で初めて福岡県で発症の事例が発表されました。

私ども江北町といたしましても、報道された当日に江北町の新型コロナウイルス対策情報連絡室を立ち上げて、以後様々な情報収集、また、町民の皆様への情報発信、また、予防対策について講じてきたところでありまして、昨日現在で新型コロナウイルス対策会議についても計8回開催をいたしておるところでございます。

そうした中、去る2月27日の夕刻だったと思いますが、私もラジオの報道で知りましかれども、国において全国一斉の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の一斉休校について要請を受けるということになりました。正直言いまして、私としましては2月27日の夕刻、そうした報道を聞いた段階では、我が町として、その時点で国の要請どおりにする必要があるのかというのは少々疑問に思っておりました。といいますが、その時点では、今でもですけれども、佐賀県内では発生をしていないということと、また、そうした全国一律の休校ということに対して、やはり我が町の町民生活全体に対する影響があまりにも大きいということもありましたし、この要請そのものが突然かつ急なものでありましたので、ここはまずそうした要請の内容もきちんと把握をした上で、本当にその要請に対応すべきかどうかということは考える必要があるというふうに思っておったところでございます。

そうした中、その翌日になりましたけれども、今度は佐賀県として、我が町にも国の要請を受けた形でさらに要請を受けたわけですが、佐賀県の要請については、前日の国の要請に比べれば現実的かつ具体的な要請であるというふうに認識をいたしましたものですから、我が町としては国の要請、さらには、直接的には県の要請を受けて今回、結果的には3月3日から3月15日までになりますけれども、町内の小学校、中学校の一斉休業ということに踏み込ませていただいたところでもあります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、やはりこれだけ働く、共働きを含めて御家庭の事情を考慮した場合には、単純に一斉休業を実施するということで、やはり町民生活に対する影響が大変大きいということでありましたものですから、今回、教育委員会でも十分検討してもらった上で、そうした子供たちの教室の利用を可能とするということで、極力町民生活へ

の影響がないような形で対応させていただいたところであり、何よりも子供たちが楽しみにしている卒業式については、規模を縮小した上ででも開催をしたいということで方針を決めさせていただいたところであり、

しかし、その後におきましても、御存じのとおり、九州でも熊本、大分、そして宮崎でも実は新型コロナウイルスの発症を新たに見るという状況で、なかなか終息の兆しが見えない中で、今回学校の休業のほかにも、例えば各種事業や行事の中止、また、施設利用の制限等、大人も含めた町民皆さん全体に対して様々な御理解、御協力をいただくこととなりました。

ここは、やはり国難と言ってもおかしくないと思っております。町議会をはじめ、町民の皆様にもこれからの新型コロナウイルス発症、蔓延対策については、ぜひ御理解、御協力をお願いしたいと思っております。

今回、2期目のスタートがこうした、まさに江北町が直面している危機への対応ということでスタートしたわけであり、1期目の4年間を振り返ってみても、就任直後の熊本地震、我が町においてはその後の鳥インフルエンザの発生、また北部九州豪雨、そしてさらには、昨年の佐賀豪雨と、まさに今まで我々が経験したことのないような様々な危機に直面をした4年間であったというふうに思いますし、私といたしましては、そうした中で、町民の皆様の安全・安心を第一に町政を進めてきたところであり、

昨年、我が国では新しい令和という時代を迎えたわけであり、平成の時代を振り返ってみますと、我が町は、平成の時代は人口は減らないという全国的にも大変希有な存在となることができました。これもひとえに前町長をはじめ、これまでの先人たちのたゆまぬ努力の成果というふうに思っており、改めて感謝、敬意を表するところであり、

ぜひ、私としてもこれに続くべくこれまで町政を進めてきたわけであり、残念ながら、この令和という時代は特に、先ほど申し上げましたように、なかなかこれまでどおりいろんなことを進めるという時代ではないのではないかというふうに思っております。

新時代とはいえ、大変混沌とした新時代であると言わざるを得ませんし、非常に先行き不透明な令和の時代と言わざるを得ないというふうに思います。

こうした、言ってみれば難しい時代といいたし、大変大きな変化の波が押し寄せている時代の中で、改めてまたこうしてかじ取りをさせていただくということになるわけであり、私といたしまして、その責任の大きさを実感いたしておりますし、これから4年間しっかり全身全霊を町の発展のためにささげていきたいと思っております。

ざいます。

いつも言うことでありますけれども、そうした中、我が町は2年後には町制施行70周年を迎えます。人間でいうとちょうど70歳ということになりますけれども、最近では、人間の世界では人生100年時代と言われております。私は、そういう意味では、これから町もやはり100年時代というふうに思っております、どうせといいましょうか、やはり100年時代を元気な町として迎えたいと思っております。そのためには、先ほどから申し上げているように、大きなこの時代の波をかいくぐり的確な対応をしていく必要があるというふうに思っております。

従来申し上げておりますとおり、我が町では都市化と過疎化という全く両極端な状況が同時に押し寄せているという状況でございますし、以前に比べれば町民の皆様の生活実態といましようか、こうしたものも非常に多様化をしております。また、先ほど来申し上げておりますとおり、頻発する危機に対してもきちんとこれからの的確な対応をしていく必要があるというふうに思います。

そうした中で、これからは町民の皆様、また、議会の皆様、そして職員諸君にも協力をしてもらい、一致団結してこの大きな荒波をくぐり抜け、人生100年時代、町の100年時代を元気に迎えたいと思っております。そのためには、この2年間、まずは町制施行70周年を一つの目標に、この2年間にしっかり、人間でいえば、今までの生活を改めたり、また、健康に配慮をしたり、そうした必要な見直しということをやっていかなければ元気な町として100年目を迎えることはできないのではないかとこのように思います。場合によっては、痛みを伴うような見直しをする必要もあるかというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、ぜひここは町を挙げて一致団結をして新しい時代に立ち向かっていきたいと思っております。

そういう意味では、これまで積み重ねてきた経験というものが、なかなかそのままは通用しない時代というふうに言うことができるのではないかと思います。よく言われるように、まさにこれまで経験したことのないようなということが、いろんな事案の頭につけられるように、単純な繰り返しということではこれまでの経験は生かせないのではないかと思っております。

ただ、一方では、ピンチはチャンスという言葉があります。逆に言いますと、そうしたこれまでの営みを単純に続けるということではないという意味では、様々な新しい発想である

とか、柔軟な考え方ということが必要になってくるわけでありませうけれども、そういう意味では、誰しもそうした新しい時代を切り開くチャンスがあるというふうにも言うことができるのではないかと思います。

私といたしましては、ぜひそうした新しい時代を切り開こうとする、新しい時代にチャレンジをしようとする町民の皆様をはじめ、職員諸君も含めて、そうした皆さん方とこの新しい時代を切り開いていきたいと思っております。

最後になりましたけれども、とりあえずこの目の前に迫っております新型コロナウイルスへの対応ということを最優先にまずは取り組みつつ、今回私としては公約に掲げておりました事項についても、逆にこうした時期だからこそ着実な準備、検討を進めて新型コロナウイルスの危機が去った暁には確実な、着実な進歩を見られるような準備も併せていきたいと思っております。

今回は、3月議会ということで令和2年度に係ります予算を含め、様々な重要議案もめじろ押しでございます。ぜひ新型コロナウイルスの影響なく、こうした議案についてもしっかりと議論をいただき、議決をいただきますことを願ひまして、3月定例議会に際しました私からの所信表明とさせていただきます。

本議会も、またこれから4年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○西原好文議長

次に、一部事務組合等の議会が開催されておりますので、その報告を求めます。

まず、杵藤地区広域市町村圏組合議会及び佐賀県西部広域環境組合議会が開催されておりますので、私のほうから報告いたします。

まず、杵藤地区広域市町村圏組合議会が開催されております。

第1号議案は、杵藤地区広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を専決処分により制定いたしましたので、地方自治法の規定により報告されております。

第2号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を専決処分されております。

第3号議案 ふるさと市町村圏基金の処分について、組合規約及びふるさと市町村圏基金条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

第4号議案 令和元年度杵藤地区市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）ですが、歳入

歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ871万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,255万2千円とするものでございます。

第5号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2回）ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億2,797万7千円とするものでございます。

第6号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2回）ですが、歳入歳出予算総額から15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を491万2千円とするものであります。

以上、全議案とも全員賛成で可決、同意されております。

次に、佐賀県西部広域環境組合定例会が開催されておりますので報告いたします。

令和元年度においては、1日平均187トン、10か月で5万383トンのごみが搬入され、その処理に当たっては、エネルギー回収推進施設で可燃ごみを熔融処理し、発生したスラグ・メタルの売却及び余熱による発電を行い、マテリアルリサイクル推進施設では、不燃ごみと粗大ごみの破碎、分別により有価物の売却を行うなど、環境型社会の一翼を担う施設として期待される役割を順調に進めているところであります。

なお、搬入されるごみの量が年々増加している中で、現在、ごみ処理広域化基本計画の策定に向け、委員会及び幹事会でごみ減量化の具体的な施策などをはじめ、様々な協議を進めております。特にごみの排出抑制については、構成市町と組合で連携して、真剣に取り組む必要があると考えておりますので、地域住民をはじめとする関係各位の御理解と御協力をお願いするということでした。

先月25日に開催されました組合議会では、議案第1号 佐賀県西部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてですが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものであります。

議案第2号 佐賀県西部広域環境組合職員の育児休業に関する条例の制定については、職員の育児休業に関する事項を定めるものであります。

議案第3号 佐賀県西部広域環境組合職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例については、会計年度任用職員の施行に伴い、会計年度任用職員の適用を除外するため、改正するものであります。

議案第4号 令和2年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算についてですが、総額を歳

入歳出それぞれ24億2,462万8千円と定めるものであります。前年度に対し679万6千円の減となっております。

4議案とも全員賛成で可決されております。

詳しい資料につきましては、議員控室に置いておりますので、目を通していただきたいと思います。

続きまして、杵東地区衛生処理組合議会が開催されておりますので、報告を求めます。井上敏文君、御登壇願います。

○井上敏文議員

皆さんおはようございます。それでは、私のほうから一部事務組合の議会報告をいたします。

令和2年第1回杵東地区衛生処理場組合議会定例会が大町町長水川組合長の招集により、令和2年2月20日午後3時より全議員出席のもと、大町町議会議場において開催されましたので、その内容について報告をいたします。

付議事件は以下の8件でございます。

議案第1号（仮称）杵島地域汚泥再生処理センター整備事業請負契約締結の専決処分の承認を求めることについてですが、その内容については9月議会で報告したとおりでございます。

議案第2号 平成30年度杵東地区衛生処理場組合一般会計歳入歳出決算認定の専決処分の承認を求めることについて、その内容についても、これは9月議会で報告したとおりでございます。

議案第3号 令和元年度杵東地区衛生処理場組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、予算の総額に歳入歳出それぞれ829万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億4,169万2千円とするものであります。

以上3議案については、当該地域において大規模な災害が発生したことに伴い、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、議会を招集するいとまがなかったため専決処分の承認を求めたものでございます。

このほかの議案についてですが、議案第4号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、西佐賀水道企業団を佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い、同組合規約を変更するものでございます。

議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正することに伴うものであり、大町町条例の規定を準用するものであります。

議案第6号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、本組合の関係条例について所要の整備を行うものであります。

議案第7号 令和元年度杵東地区衛生処理場組合一般会計補正予算（第2号）については、予算総額に歳入歳出それぞれ1,800万2千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,369万円とするものであります。

議案第8号 令和2年度杵東地区衛生処理場組合一般会計予算については、予算総額として歳入歳出それぞれ19億2,452万2千円と定めるものであります。

以上8議案について、全議員出席のもと、執行部より詳細なる説明を受け、質疑応答を経て慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

これで報告を終わりますが、もっと詳しい内容が知りたい方は、議員控室に資料を置いておきますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○西原好文議長

次に、杵島工業用水道事業団議会が開催されておりますので、報告を求めます。瀧上正昭君、御登壇願います。

○瀧上正昭議員

皆さんおはようございます。それでは、令和2年第1回杵島工業用水道事業団議会定例会が2月20日に開催をされましたので、御報告をいたします。

まず、水川組合長より、このたびの江北町町長選挙において再選をされました山田町長へのお祝いの言葉と、それから、今議会により大町町副町長の三角治様が当企業団議会議員になられたことに伴い、紹介と議席の指定がありました。

それでは、議案について御説明をいたします。

議案第1号は、平成30年度杵島工業用水道事業会計決算の認定についての専決処分の承認であります。

このことについては、昨年8月の豪雨災害により議員の招集が困難になったため、専決処

分をされたものです。

内容は、給水事業所数は12社で、1日平均給水量5,809トン、年間総給水量212万190トンで、前年度と比較いたしまして年間で3万4,180トンの増加となっております。

収益的収支は、収益は1億9,414万1千円、支出は1億9,152万7千円で、差引額が261万4千円となっております。

次に、資本的収支では、収入は他会計負担金の1,590万円、支出は、送水管布設工事関係の設計委託料や工事請負費等で合計4,350万8千円となっており、2,760万8千円の不足となっております。この不足分については、過年度分損益勘定留保資金等で補填をされております。

議案第2号は、監査委員の専任についての専決処分の承認であります。

これも議案第1号と同じく、昨年8月の豪雨災害により専決処分されたもので、監査委員として武雄市の山田英明氏を専任するもので、議会の同意を必要とするものです。

議案第3号は、杵島工業用水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例であります。

地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから関係条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、令和元年度杵島工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

給水事業所数は、新規に北方町の平川食品工業に給水開始をしております、13社となっております。給水量は1日当たり100トン減の5,750トンを見込み、年間総給水量を210万4,500トンに改めております。

収益的収支ですが、収入は、給水量の減少や8月豪雨の被災企業に対する料金免除により給水料金で281万4千円及び雑収益で89万7千円の減、また、支出の減により消費税等が納付となり、消費税等還付金で355万2千円を減額しております。合計726万3千円の減額補正となっております。

支出につきましては、営業費用で1,088万4千円の減額、営業外費用は756万7千円の増額で、事業費用は1億6,657万4千円となっております。

資本的収入は、補正されておられません。資本的支出は1億2,670万円の減額補正となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,987万4千円は、過年度

分損益勘定留保資金等で補填をされております。

議案第5号は、令和2年度杵島工業用水道事業会計予算についてであります。

構成団体の負担金は、前年度同様1団体当たり1,750万円の3団体で5,250万円。また、給水事業所数は13社で、1日平均給水量は5,850トンを見込み、年間総給水量213万5,250トンを予定されております。

収益的収支は、総額1億7,369万6千円。また、支出は、総額1億7,344万4千円を計上しており、前年度当初予算と比較いたしますと、355万4千円の減額となっております。

次に、資本的収入ですが、収入は他会計負担金等の3,300万1千円で、支出は2億1,663万8千円の予算額となっております。

支出の主な内容は、送水管布設替え工事、可とう管更新工事等で、前年度に予定しておりましたものを今年度に変更したもので、中央監視設備改修については2か年を予定しております。当該工事に係る設計委託料は605万円、今年度の当該工事費6,820万円が計上をされております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足します1億8,363万7千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をされております。

最後ですが、議案第6号は、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更についてであります。

令和2年3月31日をもって、西佐賀水道企業団を佐賀県市町総合事務組合から脱退することに伴い、佐賀県市町総合事務組合同規約に変更が生じるため、議会の議決を求めるものであります。

以上、6議案とも全員賛成で承認、同意、可決をされましたことを御報告いたします。

議会資料につきましては、議員控室に置いてありますので、御覧ください。

以上、終わります。

○西原好文議長

次に、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会が開催されておりますので、報告を求めます。三苦紀美子君、御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんおはようございます。令和2年2月20日、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席してまいりました。議案が第9号より議案第14号までございました。あらかじめ目

を通させていただきます。

第9号議案としては、平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

一般会計、歳入総額として1億8,391万6,610円、歳出総額1億7,768万9,272円、歳入歳出差額627万7,338円。

なお、特別会計歳入歳出決算といたしまして、歳入総額1,293億5,425万4,626円、前年度に対し0.7%の減です。

歳出総額1,260億766万5,312円、歳入歳出差額、形式収支額です、33億4,658万9,314円で、翌年度に繰り越されるべきところですが、財源がないため実質収支は形式収支額と同額となっております。

後期高齢者医療の現状は、佐賀県では1人当たり107万3,946円、0.06%の伸び率ということでした。

次、議案第11号 令和元年一般会計補正予算、収入622万7千円、歳出同じく622万7千円。

議案第12号 令和元年度後期高齢者特別会計補正予算、収入5,862万8千円、繰越金25億6,779万4千円、歳出、積立金9億6,497万3千円、諸支出金16億5,225万6千円ということでございます。

続きまして、議案第13号 佐賀県総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合契約の変更についてでございます。

最後、議案第14号 令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の概要でございます。

1号補正予算額として、7億7,879万6千円という結果で、6議案とも全員賛成の上可決されましたことを御報告いたします。

お聞き苦しい点お許しく下さいませ。

○西原好文議長

以上で諸般の報告は終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において池田和幸君、吉岡隆幸君、淵上正昭君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しておりますとおりであります。会期及び会議の予定につきましては、新型コロナウイルス対策として日程等の変更が生じるおそれがありますので、御了承願いたいと思います。

日程第3～第21 議案第1号～議案第19号

○西原好文議長

日程第3. 議案第1号から日程第21. 議案第19号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました各議案について提案理由を御説明申し上げたいと思いますが、今回、新年度を控えてということで議案が19本ございます。それぞれの提案理由については、既にお手元のほうに配付をしておろうと思っておりますけれども、今回新型コロナウイルスへの対応ということもありまして、必要に応じて、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思っておりますし、逆に必要な補足は加えながら御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、議案第1号 江北町水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

既に御存じのとおり、令和2年4月1日から水道事業の統合が予定をされております。こ

の水道事業に伴いまして、本町の関係条例の廃止条例については既にさきの議会で議決をいただいたわけでありますけれども、それに加えて、今回必要な条例改正が出てきているものですから、これについて整理条例として今回提案をさせていただいているものでございます。

次に、議案第2号 江北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合の審査申出書に対する弁明書は、本条例において行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により、電子情報処理組織を使用することを認めています。

この法律の題名及び内容が改められたことから、条例の改正を行うものでございます。

この条例に法律を引用している部分がございます。その法律の名前等が改正をされたものですから、それに伴いまして今回改正を行うというものでございます。

次に、議案第3号 江北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

こちらもお存じのとおり、令和2年度から公務員制度の大改革が行われます。今回新たに会計年度任用職員という制度が導入をされるわけでありますけれども、これに関連する条例についても既に一部さきの議会について議決をいただいたわけでありますけれども、今回それに伴いまして会計年度任用職員に関する規定といたしまして、江北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正させていただきたいというふうに思っております。

また、これに合わせまして、本条例の字句を修正させていただきたいと思っております。

次に、議案第4号 江北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましても、新年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴う条例改正でありますけれども、会計年度任用職員そのものは、地方公務員上は非常勤の職員というふうに位置づけられております。ですので、今回非常勤の職員についても特に会計年度任用職員ということになりますけれども、育児休業が取得できるようにするために条例を改正するものでございます。

次に、議案第5号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

この本条例の中には、不正入居による町営住宅の明渡し請求を行ったときに、徴収する額

の利率が規定をされておりますけれども、これまでは年5%ということで固定で規定をされておりました。ところが、当然金利というものは変動するものですから、それに合わせて自動的に利率が変動できるように今回規定を法定利率とするものでございます。

次に、議案第6号 江北町過疎地域自立促進計画の変更について御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の再延長に伴い、本町の過疎計画については、平成27年10月に見直しを行い、また新たな計画といたしまして、平成28年度から令和2年度までの5か年で各種事業の計画をいたしておりますけれども、平成30年3月議会でも計画の変更を行いました。その後の様々な行政需要に本過疎自立促進計画に事業を盛り込むことでより有利な財源を確保したいという観点から、今回さらに過疎自立促進計画の見直しをするものであります。

今回新たに追加いたしました新規事業につきましては、街灯整備事業1件、また、教育関係で小学校、中学校の防犯カメラ設置事業、また、中学校の空調設備の更新事業、さらには花山球場の整備事業について今回新たに過疎地域自立促進計画の中に盛り込みたいと思っております。

次に、議案第7号 市町の境界の決定に関する意見について御説明を申し上げます。

実はと申し上げた方がいいかもしれませんが、実は、これまで本町と多久市の間では、一部境界が決定していない部分がありました。ですので、今回地方自治法第9条の2第1項の規定に基づく県知事による境界決定に向けてこれまで協議を行ってきたところであります。

今回、双方の地積調査も完了し、昨年12月24日に境界の決定について多久市と合意ができましたことから、同日付で県知事に対し境界決定手続の依頼を行ったところであります。

これにつきましては、県知事から両市町の合意のとおり境界を決定することについて意見照会がありましたので、異議がない旨を回答することについて、地方自治法第9条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、決定後におきましては、総務省告示をもとに、国土地理院が面積の測定を行い、本町の面積が最終的に確定する運びになっております。

次に、議案第8号 財産の無償貸付について御説明を申し上げます。

御存じのとおり、我が町では待機児童の解消ということも喫緊の重要課題の一つでございます。待機児童の解消に向けては、これまでも様々な取組をしてきたところであります。

ども、その一環として、小規模保育所なのはなを社会福祉協議会に運営をいただいておりますところでございますが、今回、社会福祉協議会に貸付けを行っております土地建物の財産につきまして、3年間の期限が切れるものですから、引き続き3年間無償で貸し付けるために地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は3億32万9千円を減額し、歳入歳出予算総額を59億3,188万2千円とするものであります。

補正の主な内容は、国、県の補正予算対応に係る経費の増額、事業実績見込みによる事務執行経費、また、災害関連経費の減額を計上しておりますところでございます。

歳出予算の主なものといたしましては、営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業455万5千円、通学路交通安全対策事業、このうち町道東分～祖子分線が4,400万円、街灯整備事業につきましては2,200万円となっております。

また、これは国の施策として町も行っておったところでございますけれども、プレミアム付商品券事業については2,220万2千円の減額を行いたいと思っております。

また、災害対策事業、これは災害廃棄物処分等に係る経費でございますけれども、最終的に2,535万8千円の減額を行いたいと思っております。

また、山林災害復旧事業5,084万9千円の減額などがございます。

また、歳入予算の主なものといたしましては、町税2,773万7千円、地方交付税7,510万円、国庫支出金3,605万5千円、ふるさと応援寄附金は1億2,200万円の減額、財政調整基金の繰入金につきましては、2億5,000万円の減額などでありました。

なお、令和元年度末基金残高は、財政調整基金は約7億9,000万円、減債基金につきましては、約9億2,000万円、ふるさと振興基金については約9億円、ふるさと応援基金については約4億6,000万円となる見込みであります。

次に、議案第10号 令和元年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正額は1,204万8千円を減額し、歳入歳出予算額の総額を2億1,374万2千円とするものであります。

今回の補正額は、決算見込みによるものであり、歳入の主なものとしては、繰入金1,001

万6千円の減額、歳出の主なものとしては、排水機管理費のうち、工事請負費536万2千円及び積立金176万8千円の減額、灌水機管理費のうち、委託料137万2千円の減額であります。

次に、議案第11号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、2,064万8千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億701万8千円とするものであります。

補正の主な内容は、療養給付費の増額によるものでございます。

次に、議案第12号 令和元年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、387万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億1,333万円とするものであります。

補正の主な内容は、後期高齢者医療保険料の賦課見込額415万8千円の減額などがございます。

続きまして、議案第13号 令和元年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、収益的収入から54万9千円を減額し、収益的収入総額を2億3,342万6千円とし、収益的支出を314万6千円減額し、収益的支出総額を3億3,944万4千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、決算見込みによる減額であります。

議案第14号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、3,465万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億3,054万1千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、農業集落排水事業（機能強化）において、国（県）の補正予算措置を活用し、次年度以降に予定していた事業を前倒しで実施するための工事請負費の増額補正であります。

続きまして、議案第15号 令和2年度江北町一般会計予算について御説明を申し上げます。

令和2年度の国の地方財政対策は、地方交付税等の一般財源総額において、平成31年度を0.7兆円上回る水準が確保される方針であります。具体的には、臨時財政対策債は、対前年

比3.6%減、地方譲与税が3.8%減と抑制されるものの、地方交付税が2.5%増、地方税が1.9%増、国庫支出金が3.4%増と地方が安定的に財政運営を行うことができるよう配慮したものとなっております。

本町においても、引き続き厳しい財政状況ではありますが、令和2年度の予算編成に当たり、歳入は国の方針に沿って適正に見積もり、歳出は事務的経費の削減などにより財源確保に努める一方で、肥前山口駅駅名改称事業、保育補助者雇上強化事業、通学路交通安全対策事業等により、江北町の認知度向上、保育体制の強化、通学児童や歩行者の安全確保等を充実させる内容としております。

新年度の江北町一般会計総額は、前年度に対し1億9,000万円、約3.3%の減となる56億6,000万円であります。

歳入については、町税は、対前年度比0.4%減の9億8,380万3千円、地方消費税交付金は、7.1%増の1億7,726万3千円、地方交付税は、4.2%増の16億3,000万円、町債は、過疎債が34.9%減の3億780万円であります。

また、道路防災修繕事業などに充当するため、ふるさと振興基金からの繰入れを7,855万円、財源調整のため、財政調整基金からの繰入れを2億2,000万円としております。

なお、ふるさと応援寄附金を財源とするふるさと応援基金からの繰入れは7,871万1千円としております。

ここからは令和2年度の主要事業について幾つか御紹介をしたいと思います。

1、肥前山口駅駅名改称調査事業16万円、2、防災用備品の整備249万1千円、3、災害用備蓄品47万5千円、4、健康ポイント事業500万5千円、5、八町制水門扉の更新320万円、6、産業交流事業59万4千円、7、学校交流事業875万6千円、8、ふるさと納税推進事業1億9,403万7千円、9、学校給食費助成事業4,091万3千円、10、保育補助者雇上強化事業619万3千円、11、通学路交通安全対策事業、街灯整備事業として2,200万円、町道東分～祖子分線分として3,850万円、12、町道駅南地区東西線道路改築事業1億4,810万円などがございます。

なお、冒頭でも申し上げましたとおり、こうした新型コロナウイルスの蔓延の発生で恐らく我々、江北町の財政状況にもこれから様々な影響が出てくるというふうに思います。

ただ、国のほうでは、今回財政措置と言いましょうか、そうした救済措置についてもしっかり責任を持って対応していただけるということですから、こうした国の動向にもきちんと

注視をして、必要な財源の確保には努めていきたいと思っておりますし、先ほど過疎のお話をしましたけれども、今のところ、令和2年度で過疎の振興法も法期限切れということになっております。もちろん私ども含めて全国的にも過疎法の延長については要望活動を行っているところでありますけれども、聞くところによると、これまでの単純な法延長ではなくて、法律の見直しが行われるという話も聞いております。こうなりますと、これまでどおり引き続き私ども江北町がそうした過疎地域の指定を受け様々な財政支援措置を受けられるかというところは、我々の財政には大変重要なことであると思っておりますので、こうした新型コロナウイルスで大変な時期ではありますけれども、必要な要望、要求申入れについてはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

また、これまで取り組んできておりますふるさと納税事業についても、御存じのとおり様々な国のほうの制度改正といいたいまいしょうか、取扱いの見直し等によりまして、従来のような寄附の受入れができていないという状況でございます。

やはり冒頭申し上げましたとおり、これから江北町が元気に100年を迎えるためにはそうした財政の面からも必要な見直しをしなければ、これまで入っていた様々な財源が同じようには入らないという前提で必要な見直しをしていく必要があるというふうに思っておりますので、併せて付け加えさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第16号 令和2年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和2年度の歳入歳出予算総額は、前年度より9,074万4千円減額の1億3,147万1千円とするものであります。

歳入の主なものは、財産収入（利子及び配当金）8,581万4千円、繰入金4,540万1千円などです。歳出の主なものは、施設整備として朽木排水施設の冷却水槽防水工事、灌水施設の宮原加圧ポンプ更新工事を予定しており、排水機管理費1億490万9千円、揚水機管理費134万2千円、灌水機管理費2,522万円でございます。

次に、議案第17号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計予算。

令和2年度の歳入歳出予算総額は、前年度より1,131万3千円減額の11億1,908万4千円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税2億2,069万4千円、県支出金7億9,078万2千円、繰入金1億616万9千円などです。歳出については、保険給付費7億6,188万1千円、

県へ納める事業費納付金 3 億 1,167 万 3 千円などであります。

国民健康保険事業運営の安定のため、国保税の収納率向上を図るとともに、医療費抑制のための医療費適正化及び特定健診未受診者対策を図っていきたいと思います。

既に議員の皆様方には御報告をいたしておりますけれども、令和 2 年度の国民健康保険の税率については、令和元年度を据え置きということで進めさせていただくことにしておりますので、税率改定に伴う議案等は今回は提出をしておりません。何とか広域化の後も安定的な財政運営ができておりますけれども、これには当然加入者の皆様方の御協力もありますし、一定のやはり収納率を確保することによって、そうした国からいただいている助成金もあります。そういう意味でも、先ほど申し上げましたとおり、収納率向上、またその確保には引き続きしっかり努めていきたいと思っております。

続きまして、議案第 18 号 令和 2 年度江北町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和 2 年度の歳入歳出予算総額は、前年度より 807 万 1 千円増額の 1 億 2,480 万 7 千円とするものであります。

この予算は、佐賀県後期高齢者医療広域連合の試算により、被保険者 1,430 名余りの方からいただく保険料と、低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付する予算となっております。

最後になりますが、議案第 19 号 令和 2 年度江北町下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和 2 年度の当初予算総額は、前年度より 3,280 万 2 千円減額の 7 億 5,340 万 2 千円とするものであります。

歳出の主なものは、町道駅南地区東西線整備に係る污水管渠の埋設工事費のほか、事業計画に基づいた下水道施設の改築・修繕工事費などを予定し、下水道事業費 3 億 4,972 万 1 千円、公債費 3 億 9,675 万 2 千円を計上いたしております。

以上、19 議案が本議会に提案をいたしました議案でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時10分 散会